

令和3年3月16日 開会

令和3年3月16日 閉会

令和2年度

第1回 雲南市空き家対策協議会 議事録

雲南市 建設部 都市計画課 空き家対策室

令和2年度 第1回 雲南市空き家対策協議会 議事録

雲南市空き家対策協議会

1. 開催日時 令和3年3月16日(火)午後2時
2. 開催場所 雲南市役所本庁舎3階 301会議室
3. 次第
 - (1)委嘱状の交付
 - (2)委員紹介
 - (3)市長あいさつ
 - (4)雲南市空き家対策協議会について
 - (5)役員選出
 - (6)議事録署名者の選任
 - (7)議事
(協議事項)
 - 1)雲南市空き家対策基本計画(案)について
 - 2)特定空き家の認定と措置について
 - (8)その他
 - 1)今後の予定
 - 2)事務連絡
4. 出席者

出席委員(10名) 丸数字は名簿順を表す

- | | |
|--------|--------|
| ①石飛 厚志 | ⑥中澤 豊和 |
| ②堀内 結子 | ⑦細貝 秀誉 |
| ③小田草 茂 | ⑧野津 明子 |
| ④周藤 正志 | ⑨白根 知子 |
| ⑤原 良太 | ⑩岡田 仁 |

欠席委員(1名)

- ⑪細田 祐司

説明のために出席した者の職氏名

事務局

建設部長	西川 徹
建設部次長(都市計画課長)	小村 利之
都市計画課空き家対策室長	井上 芳樹
都市計画課空き家対策室	村松 優

雲南市空き家対策協議会

午後 2 時開会

○事務局(井上室長)

只今より、令和 2 年度第 1 回雲南市空き家対策協議会を開会いたします。

委員の皆さま方には、ご多忙中にも関わりませず、ご出席賜り、誠にありがとうございます。

本日の司会を務めさせていただきます、建設部空き家対策室の井上でございます。宜しくお願いします。

まず、本協議会は、空家等対策の推進に関する特別措置法第 7 条の規定に従い、雲南市空き家等対策の推進に関する条例第 8 条の規定に基づき設置しております。

また、協議会の運営につきましては、条例及び雲南市空き家対策協議会運営規則に定めております。

それでは会議に先立ちまして、配布資料をご確認させていただきます。

本日お配りしておりますのは、「会議次第」、「委員名簿」、「席次表」「資料 No. 3-4 特定空き家の判定例」です。

また、本日の配布資料とは別に、事前に資料を送付させて頂いております。お手元に資料がない委員の方はお知らせください。

それでは、会議次第に沿って、進めさせていただきます。

1. 委嘱状の交付

○事務局(井上室長)

まず、委嘱状の交付でございますが、時間の都合上、予め配布させて頂いておりますので、ご了承いただきますようお願いいたします。

2. 委員紹介

○事務局(井上室長)

続きまして、委員の皆様方のご紹介をさせていただきます。

お手元の名簿順に従って、ご紹介させていただきます。

まず、雲南市長 石飛厚志でございます。

○市長(石飛委員)

石飛でございます。よろしくお願いいたします。

○事務局(井上室長)

雲南市地域自主組織連絡協議会より、三新塔あきば協議会 堀内結子様でございます。

○堀内委員

よろしくお願いいたします。

○事務局(井上室長)

同じく、雲南市地域自主組織連絡協議会より、入間コミュニティー協議会 小田草 茂 様でございます。

○小田草委員

よろしくお願いいたします。

○事務局(井上室長)

雲南市議会議員 周藤正志 様でございます。

○周藤委員

周藤です。よろしくお願いいたします。

○事務局(井上室長)

島根県司法書士会より 原 良太 様でございます。

○原委員

司法書士の原でございます。よろしくお願いいたします。

○事務局(井上室長)

雲南不動産協力会より 中澤豊和 様でございます

○中澤委員

はい。中澤です。よろしくお願いいたします。

○事務局(井上室長)

島根県土地家屋調査士会より 細貝秀誉 様でございます。

○細貝委員

土地家屋調査士の細貝でございます。よろしくお願いいたします。

○事務局(井上室長)

島根県建築士会雲南支部より 野津明子 様でございます。

○野津委員

雲南市部の女性部長をしております、野津と申します。よろしくお願いいたします。

○事務局(井上室長)

雲南市社会福祉協議会より 白根知子 様でございます。

○白根委員

白根です。よろしくお願いいたします。

○事務局(井上室長)

島根県警察雲南警察署より 岡田 仁 様でございます。

○岡田委員

警察の岡田でございます。よろしくお願いいたします。

○事務局(井上室長)

なお、本日所用により欠席されておりますが、松江地方法務局より 細田祐司様、以上、11名の方々に委員として委嘱しております。

本日の出席委員数は、委員総数の過半数を超えておりますので、規則第3条第2項の規定により、本日の会議が成立していることを、ご報告いたします。

続きまして、本日出席しております事務局を紹介させていただきます。
建設部長 西川でございます。

○事務局(西川部長)

西川です。よろしくお願いいたします。

○事務局(井上室長)

建設部次長 小村でございます。

○事務局(小村次長)

小村です。よろしくお願いいたします。

○事務局(井上室長)

空き家対策室グループリーダー 村松 でございます。

○事務局(村松 GL)

村松です。よろしくお願いいたします。

○事務局(井上室長)

最後になりますが、空き家対策室で室長をしております 井上でございます。
本日はよろしくお願いいたします。

3. 市長あいさつ

○事務局(井上室長)

続きまして、雲南市長 石飛厚志 よりごあいさつを申し上げます。

○市長(石飛委員)

失礼いたします。

平素は雲南市の市政へのご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。

また、この度は雲南市空き家対策協議会の委員をお引き受けいただきまして、重ねてお礼申し上げます。

市内では千件を超える空き家がございます。

空き家の中にはまだまだ使えるもの、老朽化により倒壊しそうなものなど様々なものがございます。

市では利用できる空き家につきましては、定住の受け皿として島根に移住される方に提供できるよう空き家バンクを制度化して運用しているところでございます。

一方で、所有者による適切な管理がなされず、長期間放置されている空き家については、老朽化により倒壊の恐れがあるなどの市民の皆さまから心配される声がございます。

全国的に空き家に関する問題が発生する中、国におきましては、平成26年に空き家等対策の推進に関する特別措置法が、いわゆる空き家法が制定されました。

市では、平成29年度から市民環境部において、市内の空き家の実態調査を行ってまいりましたが、この度、所管を建設部に移管し、昨年9月に雲南市空き家等の対策の推進に関する条例、いわゆる空き家条例を制定したところでございます。

この雲南市空き家対策協議会におきましては、計画の作成や、特定空き家等の判断及び措置の方針について、ご協議をいただくこととしております。市といたしましては、それぞれのお立場からのご意見を踏まえて、空き家対策を進めていくこととしております。

本日は雲南市空き家対策基本計画などをご協議いただきますが、委員の皆さまには忌憚のないご意見をいただきますようお願い申し上げまして、あいさつとさせていただきます。

4. 雲南市空き家対策協議会について

○事務局(井上室長)

続きまして、本協議会の設置目的、役割などにつきまして、事務局よりご説明いたします。

【事務局による説明】

資料No.1「雲南市空き家対策協議会について」(説明者：村松 GL)

5. 役員選出

○事務局(井上室長)

続きまして、本協議会の会長の選任をお願い致します。

会長の選任につきましては、規則第2条第2項の規定により、委員の互選により選任することになっております。

どなたかご意見がございますか。

○原委員

無いようであれば、事務局の方に一任したいと考えますが、皆さんどうでしょうか。

一同異議なし

○事務局(井上室長)

それでは事務局案といたしまして、会長には地域自主組織連絡協議会よりお出掛け頂いております、入間コミュニティー協議会の小田草委員を選任したいと考えておりますが、如何でしょうか。

一同拍手

○事務局(井上室長)

それでは、小田草委員、宜しくお願いいたします。

○会長(小田草委員)

宜しくお願いします。

○事務局(井上室長)

続きまして、運営規則第2条第4項の規定により、会長が職務代理者を指名することになっております。会長、指名のほうお願いします。

○会長(小田草委員)

失礼します。それでは、職務代理者につきまして、決めさせていただきます。雲南不動産協力会よりお出掛け頂いております、中澤委員にお願いしたいと思います。

○事務局(井上室長)

中澤委員、よろしく願いいたします。

○職務代理者(中澤委員)

はい。

○事務局(井上室長)

職務代理者には、中澤委員が指名されました。宜しくお願い致します。

それでは、小田草委員、中澤委員には、それぞれ前の席に移動をお願いします。

【会長(小田草委員)、職務代理者(中澤委員)が席を移動】

○事務局(井上室長)

それでは、小田草会長より一言ごあいさつをお願いします。

○会長(小田草委員)

先ほど選任を受けました入間コミュニティー協議会の小田草 茂でございます。よろしくお願いいたします。

何分不慣れではございますが、本協議会の委員の皆さまの活発な議論、円滑な質疑が行われます様努力してまいります。よろしくお願いいたします。

6. 議事録署名者の選任

○事務局(井上室長)

よろしくお願いいたします。

続きまして、本日の協議会の議事録署名者を選任させていただきます。

名簿順に従いまして、堀内委員、周藤委員の両名を選任させていただきます。宜しく申し上げます。

それでは、これより議事に入らせて頂きます。

議事の進行は、規則第3条第1項の規定により、会長が議長を務めることとなっております。

この後の進行は、会長にお願い致します。

7. 議事

(協議事項)

1)雲南市空き家対策基本計画(案)について

○会長(小田草委員)

それでは、議題に入らせていただきます。

議題1「第2次雲南市空き家対策基本計画(案)」について、事務局より説明をお願いします。

【事務局より説明】

資料No.2「雲南市空き家対策基本計画(案)」(説明者：村松 GL)

○会長(小田草委員)

只今、議題1「第2次雲南市空き家対策基本計画(案)」につきましてご説明いただきました。委員の皆様からご意見、ご質問、ご確認がございましたら、遠慮なくどうぞ。

○周藤委員

何点か伺います。

まず、対策協議会について、権利関係の方、あるいは不動産関係、建築等専門の方など、たくさんいらっしゃいますけど、環境衛生、景観含めたところの専門家がいらっしゃらないというふうに思いますけど、その辺はどういう考え方によるものなのか。

次に、空き家対策について、基本的に島根県の関わりはどのようになっているか。

その次に、この基本計画(案)も含めて、他市では代執行などをやっておられるところもありますが、この基本計画(案)やマニュアル(案)はどこを参考にして作っておられるのか伺いたしたいと思います。

もう一点は、基本計画(案)の9ページ10ページにありますけど、空き家に関する調査として、外観目視調査などがありますが、要するに、空き家の情報提供自体は、地域自主組織等をお願いをし、実際の外観目視調査については、市が直営で現地確認をされるのか、それとも委託してされるのか。さらに意向調査もありますが、それは直営でやるのか。空き家は年々朽ちていきますので、毎年状況確認等を市がされるのか。以上です。

○会長(小田草委員)

事務局のほう、お願いします。

○事務局(井上室長)

まず、確認事項もございますので、回答できるものから順次回答させていただきます。

まず、県の関わりでございまして、この空き家対策につきまして、主体は市町村とされており、県からは財政的な支援について、例えば、空き家の老朽案件の除却に対する県費の補助というものが制度化されております。

次に基本計画(案)やマニュアル(案)でございまして、すでに他の自治体などでも作成されているものや、先進事例なども色々調べた上で、雲南市にこういった形のものが適するのを見ながら、今回定めたものでございます。

当然、基本計画(案)につきましては、すでに平成29年に第1次の計画を作成しております。それをベースとして今回の条例の制定、あるいは所有者の意向調

査を大々的にやらしていただいた。それらの意向も取り込んだ上で、この第2次計画(案)の作成をさせていただいております。

次に、外観目視等の調査でございますが、これにつきましては、基本的に職員のほうで行っていくというふうに考えております。

これは、空き家の所管は、昨年度までは市民環境部のほうで行っていましたが、技術的な部分も今後必要になるということから、今年度より建設部のほうに所管を移して、空き家対策の具体的な取り組みを今後進めていくところです。

協議会の環境衛生、景観につきましては、すみません、時間を取らせていただいてよろしいでしょうか。

○周藤委員

新たに発生した空き家の情報提供は、地域にお願いする訳ですか。地域自主組織、自治会が、市へ空き家が新たに発生しましたと。

1万何棟もあるものを市職員がずっと毎年歩く訳じゃないと思いますけど、それを地元へお願いする訳ですか。新たに発生したものの情報提供、それから今まで大丈夫だったけども朽ちて道路に出たといった情報提供は、市がそもそも地域へお願いするものなのか。

○事務局(井上室長)

新たに発生する空き家につきましては、今回、この基本計画(案)に基づいて空き家対策を進めていく中で、空き家に関するパンフレット、あるいは啓発用の資料といったものを市民の方、あるいは把握している空き家の所有者の方に配布して、市の空き家対策についての情報提供を予定しております。

こうした情報提供により、例えば、まだ利活用可能なものについては、空き家バンクといった制度があることを紹介して参ることで、新たに空き家が発生した時点で、その所有者から市のほうへ、今度、空き家になるから使ってもらえないかといった形で情報を得られるようなアナウンスをしていきたいと考えておるところでございます。

また、地域自主組織、地元の方からの情報提供として、一番想定しておりますのは、やはり周辺に迷惑がかかるような空き家であり、そうした空き家の情報というのは地域から現在も伺っております。そういったことが地元からいただけるかと考えております。

○周藤委員

大切なのは、地域自主組織がそれをきちんと話し合いができていて、そういう情報提供をやり取りするということをきちんと認識してやっておられるのなら

良いが、ただ何もなくてはいけない。市と地域自主組織と協定を結んでやり取りをしていますから、その中できちんと空き家対策のことも入れるなどしておかないと、何となくというわけにはいけない。きちんと地域自主組織との円卓会議で話をしていかないと、市が思っているも返ってこないという一方通行になってしまうので、きちんと整理をしてやってもらいたい。

○事務局(井上室長)

貴重なご意見いただきましてありがとうございます。今回、地域自主組織連絡協議会の方からも代表してお二方に来ていただいております。

この協議会を設置するにあたりまして、地域自主組織連絡協議会へお邪魔して、今後雲南市でこういった空き家の取り組みをするということをご説明させていただいた上で、代表の選出を依頼しております。

また今後の進め方も地域自主組織連絡協議会と協議しながら進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○会長(小田草委員)

その他、ご意見、ご確認、質問等ございましたらお願いいたします。

それでは、無いようでございます。

最後に時間を取りますので、先へ進行させていただきます。

2)特定空き家の認定と措置について

○会長(小田草委員)

続きまして、議題2「雲南市空き家対策マニュアル(案)」について、事務局より説明をお願いします。

【事務局より説明】

資料No.3-1「雲南市空き家対策マニュアル(案)について」(説明者:村松 GL)

資料No.3-2「雲南市空き家対策マニュアル(案)」(説明者:村松 GL)

資料No.3-3「雲南市空き家対策マニュアル資料編」(説明者:村松 GL)

資料No.3-4「特定空き家の判定例」(説明者:村松 GL)

○会長(小田草委員)

只今の説明につきまして、委員の皆様からご意見や、ご質問がありましたら、お願いします。

○原委員

1点確認してよろしいでしょうか。所有者が特定している場合に、行政代執行が可能ということですが、所有者が特定されているというのは、具体的にどこまでの状態で所有者の方が特定されるとご判断されるのでしょうか。

○事務局(村松 GL)

国のほうでは確知できる、できないという言葉を使っていると思います。基本的には名前が明らかで、居所が明らかであること、もう1つはその方が実際に本当にいらっしゃるのかということになります。住所居所がわかっている、行ってみたらいなかったということがよくあります。そうした確認をして所有者が確知できた、要するに分かったというかたちになります。

○原委員

具体的にもう一步踏み込むと、例えば登記簿上の名義人と、所有者といいますか納税義務者の方が一致している場合は、特に問題はないかと思いますが、登記簿上の名義人の方が亡くなっていらっしゃる場合に、いわゆる法定相続人の方全てが把握できている状況を所有者が確定しているとみなされるのか。それとも、いわゆる相続人の内どなたか一人でも、この方が管理をしていらっしゃるの確定できたといった状況であれば、所有者が確定しているというふうにご判断されるか、どのようにお考えでしょうか。

○事務局(村松 GL)

その場合はまず、協議とか折衝とかが一つ前提としてあると思いますので、どなたか管理人さんか、又はその相続人のおひとりにお声掛けして、他の相続人にお声掛けをしていって、最終的には相続人全員が明らかになることが必要だと思っております。

○原委員

ありがとうございます。

○会長(小田草委員)

その他、ご質問等ございましたら、お願いいたします。

○周藤委員

確認ですけど、空き家対策協議会の所掌事務にも書いてありますが、要するにこの特定空き家の認定が良いのか悪いのかということ判断することと、あと措

置について助言又は指導から代執行までありますが、その措置方針が妥当かどうかということはこの協議会で判断するということですか。

○会長(小田草委員)

事務局、お願いします。

○事務局(村松 GL)

おっしゃる通りです。よろしく願いいたします。

○会長(小田草委員)

その他全体を通して、ご意見などありますかでしょうか。

○事務局(井上室長)

すみません。先ほど基本計画(案)の質疑で回答が一つできていませんでしたので、回答させていただきます。

ご質問では、環境衛生、景観等の専門家が入ることについて、市の考えはどうかということでございました。

今回の委員の選出では、法の規定に従って市内にある組織あるいは団体のほうへ委員の選出を依頼したところであり、環境衛生、景観だけでなくその他の分野でも不足するものはあろうかと思えます。

基本計画(案)の8ページに、協議会の構成として委員の区分あるいは所属等書かせていただいておりますが、空き家に関する問題はそれ以上に多岐に渡っておることもございます。これに対しまして市では、内部組織として、雲南市空き家対策連絡会という形で関係する部局の次長級の職員で横断的な協議ができるような組織を新たに立ち上げております。

各分野の不足する部分につきましては、市の組織それぞれ所管業務がございますので、その中で対応をしていきたいというふうに考えております。

○周藤委員

ということは、市の業務の中で、例えば環境政策室が実際の現場に行って環境衛生や景観等に対する専門的知識を持っているからそれで判断をするということがいいですか。

○事務局(井上室長)

そうです。

○周藤委員

というのは、市には、環境衛生の専門である保健所とは違って、そこまでの専門的な、例えば公害などに関する専門家はいない訳です。

ですから、実際、現場に行って判断する時に環境衛生の面、景観の面を判断するにあたっては市の職員ではなくて、もう少し専門的な人が入ったらいいのではないかと。この協議会自体に入れられることも結構ですが、現場にもやはりそういう専門的な知見を有する人が入った方がいいと思います。

○事務局(井上室長)

貴重なご意見ありがとうございます。

おっしゃる通り、市も各部局に担当者がおりますが、言われるように専門的な資格とかそういったものを持った職員ではございません。

ただ、案件によっては一緒に現場へ出掛けるほか、相談させてもらいながら進めております。

また、この空き家対策協議会には委員以外の専門的な知識を持った方、この方の説明を求めないと判断ができないといった場合には、会に出席いただいて、専門的な見地からの説明を受けることができるようにしてあります。

今後、色々なケースを想定していかなければならないと思っております。そういった場合には、その分野の専門家を招致し、ご説明等をいただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○会長(小田草委員)

よろしいでしょうか。

その他、全体を通じてでも結構でございますのでご意見等ございましたらお願いいたします。

○職務代理人(中澤委員)

私も専門じゃないものもありわからないことがあります。要は解体撤去費用が非常に負担になっているというケースがあるという説明資料もあります。この辺の、例えば補助金関係ですが、それは今どうなっていますか。

○事務局(井上室長)

空き家の除却に対する費用への補助金ということでご意見をいただきました。実際、空き家は個人の財産でございます。その管理は所有者が行うものであります。

市がそういったことに補助金を出すことは、公の費用を個人の財産に投入するということになりますので、空き家の補助金を制度化するにあたって慎重にならなければならないところがあります。

やはり公費を投入するにあたっての妥当な理由を整理した上で考えていかなければならないと考えております。

特にこの空き家問題というのは全国的に色々問題が発生しているということで、国の補助金のほか、先ほど申しました県においても危険な空き家に対しての除却費用の補助金が設けられております。市もそういった国県の財源を活用しながら、今後必要に応じた対応をしていかなければならないかなというふうには考えているところでございます。

○職務代理人(中澤委員)

真面目な答えで正しいとは思いますが、要は空き家がたくさん出てきて困っていく、困っているのにしゃちほこ張った意見ばかり言っても、なかなか先に行かない。現実にはどういふふうな対応をもっていくのか。

要は、みんながやりやすい方向に持っていけるような体制作りだけはしておかないと、金額がたくさんという意味ではなく、やはり皆さんこういうものがあるから使いながら応援しますからというような制度というものも必要じゃないでしょうかね。

前にそういったものがあつたのですが途中で無くなってしまったケースが記憶にあります。現実的に言えば色々あるでしょうけども、やはり危ない物は無くしてもらって、きちっとしたらいいでしょうし、使ってもらったら一番いいのでしょう。その辺が今後の一番ポイントになろうかなと思います。私の意見です。

○事務局(井上室長)

空き家の除却を促進する上でのご意見ということで受け賜らせていただきます。

なお、先ほども言われた過去にあつた補助金は耐震診断をした上で、建物がもたないから除却するというところで、以前に出していた補助金だと思います。

○職務代理人(中澤委員)

そうです。

○事務局(井上室長)

これは、空き家に限定したものではありませんでしたので、今回、空き家の除却に対しての補助金を新たに創設するというのであれば、やはりその補助する目的などをきちんと整理した上で制度化はしていきたいと思っております。

また、空き家の除却が進まない理由といたしましては、経済的な理由もあれば、自分の物だから自分が管理しなければいけないという管理意識の希薄化、あるいは今、市内に約千件近くある空き家の、その半数が市外あるいは県外にお住いの方が所有されていて、実際に建物の状態を把握されていないような中で進めていけないといけないということがございますので、市としてもできるだけ有効となるような制度設計をしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○堀内委員

今までは空き家になった場合のことで、私たちはこの協議会に呼ばれて決断をしなければならぬということはわかりましたけれども、三新塔あきば協議会のことで言えば、この半年余りで一人暮らしの家を持っておられる方が数名亡くなりました。ご家族はやはり県外の方が多くて、今はまだ管理はしておりますけど、もう先がまた空き家になるであろうというのがそれこそ1年の間に何件も増える現状です。

それで市としてその空き家になる前に何か対策、将来的には空き家になるのだけれどもそれを有効活用とか、そういう事前のご家族に対してだったり施策とかそういうものは考えてらっしゃるのでしょうか。

○会長(小田草委員)

はい。事務局。

○事務局(井上室長)

先ほど委員がおっしゃいますように、空き家が発生する原因というのは、高齢者の方がお住いで、その方が亡くなった後、若い方は帰って来ずにそのまま空き家になってしまうというのが発生する事例としては一番多いものです。

市としましては、財産相続の時点でやはりきちんと考えていただきたいというところの啓発をしていきたいと考えています。

あとは、まだ使える状態であれば、次の利活用へ進めるようなしくみ作りというのを、新たなものも考えていきたいと思っておりますし、特に木次の三新塔さんのほうでは民間の企業とタイアップして新たな空き家の利活用のやり方も進めていただいておりますので、そういったところも参考にしながら、それが市内全体に広がっていけばなというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○会長(小田草委員)

その他ございませんか。

○周藤委員

実際問題として、特定空き家になる可能性のある物件数はだいたいどの程度なのか、概ねの数はどうかということと、もう一つは相続登記がされないというのは結構多いと思います。相続登記に関して何かもうちょっと国の動き、もうちょっとしやすくなるのか、そういった動きがあるのですか。

○会長(小田草委員)

事務局お願いします。

○事務局(井上室長)

まず、特定空き家の想定数でございますが、特定空き家に認定するにあたっては、建物の状態だけではなく、それが周りにどれだけ迷惑をかけるのかが重要で、いくら建物の状態が悪くても周辺に影響がない場合だったら特定空き家に認定はしません。その基準というのが、本日説明させていただいているところで、これを了承いただけると今後、数を把握していくという作業を進めて参りたいと思っております。ですので、何戸というのは今の段階では言えないということになります。今後、調査を進めていく段階で、協議会のほうへはご報告させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

それから、相続登記の関係でございます。相続登記がされずに一番困るというのはやはり、建物あるいは財産を次の方へ譲渡できなくなるというところでございまして、空き家バンクなどにおいてもかなりネックになっているところではございます。

この相続の関係については今、国のほうにおいても一定の期間以内に相続を登記しないといけないというような制度化を今進めておられると伺っておりますので、私のところではまだ言える段階ではないので、申し訳ありません。

○原委員

すみません。事務局ではないのですが、説明させていただきます。ちょうど今月に入りまして、法務省の法制審議会の民事不動産登記部門の委員会で、国のほうに正式に、こういった相続問題にこのように対応したらどうかという要綱のほうを正式に出しております。もうこれは法務省等のホームページに公開されておりますので、興味のある方はご覧いただければと思っております。

概ねこの内容で、おそらく法改正が近々、2023年頃にはされるだろうと思っております。

その内容というのが、まず相続登記の方法ですけれども、いわゆる所有者を確定させる相続については、特におそらく変更点はないと思っております。いわゆる手間ですよね。よく言われる、登記しようとして名前しか聞いたことのないような親戚さんに印鑑もらわないといけない状況は基本的には変わりはないと思います。

ただ、相続登記は基本的に義務化をされることにはなると思います。

且つ、されない場合には正確な金額は覚えておりませんが過料のほうに処するというふうに出されておりますが、おそらくこの登記のほうをしていないことがわかった場合は、おそらく他の登記法の流れを見ると、本当に過料、要は罰金を国のほうが始めるだろうなどは思っております。

但しそれを回避するために、もし亡くなられた時に法務局のほうへ相続登記とは違いますが、自分はその不動産名義人の相続人の一人ですと届出を個人でなされた場合には相続登記が終わっていなくてもその過料には処さないという方向で法整備を進められるようです。

以上までが、おそらくこの内容で近々2、3年後には法改正がされる。実際には施行はたぶんもう少し先だと思っておりますが、そういった内容でおそらく相続登記については進んでいくような流れのようでございます。以上までが一応公にされているところでございますのでご報告させていただきます。

○職務代理人(中澤委員)

質問ですけど、登記をしなくても今の届け出さえしていれば過料を支払わなくてもいいということでしょうか。

○原委員

そうです。それはもう明記をされております。そういった案を出されておりますので、たぶんもちろん今後、実際国会のほうで委員会とかでひっくり返されるということはもちろんゼロではないですけど、一応法務省のほうの案としては、こういった内容で公開してはどうでしょうかと提言されております。

○会長(小田草委員)

そういたしますと、議題1「第2次雲南市空き家対策基本計画(案)」議題2「雲南市空き家対策マニュアル(案)」につきまして以上議事の進行をさせていただきました。委員の皆様にはご協力くださりまして誠にありがとうございました。進行を事務局のほうにお願いしたいと思います。

8. その他

1) 今後の予定

2) 事務連絡

○事務局(井上室長)

委員の皆さま方には、長時間にわたりご審議いただき、ありがとうございます。
た。

それでは、今後の予定及び事務連絡につきまして、事務局よりご説明させていただきます。

【事務局より説明】

「今後の予定」(説明者:井上室長)

「事務連絡」(説明者:村松 GL)

○事務局(井上室長)

また、次回協議会の開催につきましては、7月を予定しております。

日程が決まりましたら、あらためてご案内させていただきます。

そういたしますと、閉会に当たり、市長よりごあいさつ申し上げます。

○市長(石飛委員)

本日は、委員の皆さまには大変長時間ご審議いただきありがとうございます。
た。

この制度、まだ始まったばかりでございまして、いろいろと考え方の見直しややり方の修正などを繰り返しながら、良い制度運用をしていきたいと考えております。

今後とも、ご協力を賜りますようお願いをしまして、閉会のあいさつとさせていただきます。本日は、ありがとうございます。

○事務局(井上室長)

本日は、ご多忙のところご出席賜りありがとうございます。

以上で令和2年度第1回雲南市空き家対策協議会を閉会いたします。

お疲れ様でした。

午後3時45分閉会